

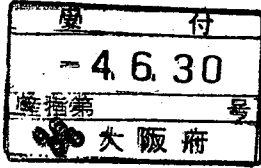
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

大阪府知事 殿



提出者

住所 東京都江東区東陽二丁目2番20号

氏名 株式会社 ダイエー  
代表取締役社長 西峠 泰男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ダイエー茨木プロセスセンター
事業場の所在地	大阪府茨木市横江2丁目7番52号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	56：各種商品小売業
②事業の規模	商品通過額 69,563,061千円
③従業員数	1,200人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙のとおり	<p>【前年度（令和3年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>有機性汚泥 A工程</td> <td>下水汚泥B工程</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>1759.7 t</td> <td>8.3 t</td> </tr> </table> <p>①現状</p> <p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水処理の適切な運転管理に取り組みながら、テナントからの排水量の増加に伴い、汚泥発生量も増加に転じた。</li> </ul>	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	排出量	1759.7 t	8.3 t
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程				
排出量	1759.7 t	8.3 t					
<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>有機性汚泥 A工程</td> <td>下水汚泥B工程</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>1700 t</td> <td>4 t</td> </tr> </table> <p>②計画</p> <p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水処理の適正管理に努める。</li> <li>・ ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証取得に取り組み。</li> <li>・ 廃棄物又は副産物の発生に関する事項は特に注力する。</li> </ul>	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	排出量	1700 t	4 t	
産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程					
排出量	1700 t	4 t					

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>【前年度（令和3年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>発泡スチロールC工程</td> <td>16.679 t</td> <td>0 t</td> <td>2.25 t</td> <td>0.6 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始</p> <p>・ 廃蛍光灯については、保管分を処理のため、一時的な排出量となる。</p> <p>・ 混合廃棄物については、再利用化を進め、減量に努めた。</p> <p>・ 廃プラスチック類については、取引先での自主回収により廃棄物量削減に努めたが、一部のプラスチック類の分別を行い産業廃棄物処理としたため、結果としては増量となった。</p>	発泡スチロールC工程	16.679 t	0 t	2.25 t	0.6 t
発泡スチロールC工程	16.679 t	0 t	2.25 t	0.6 t	
<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>発泡スチロールC工程</td> <td>16 t</td> <td>0.2 t</td> <td>1.5 t</td> <td>0.2 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始したため、前年度産廃として計上していなかった期間の処理量が増えたと想定される。</p> <p>・ 廃蛍光灯については処理を終え、LED化を進めることにより減量化に努める。</p> <p>・ 混合廃棄物については、分別・再利用化を進めることにより減量化に努める。</p>	発泡スチロールC工程	16 t	0.2 t	1.5 t	0.2 t
発泡スチロールC工程	16 t	0.2 t	1.5 t	0.2 t	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>【前年度（令和3年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>廃プラスチック類 D工程（スチット）</td> <td>0 t</td> <td>2.25 t</td> <td>0.6 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始</p> <p>・ 廃蛍光灯については、保管分を処理のため、一時的な排出量となる。</p> <p>・ 混合廃棄物については、再利用化を進め、減量に努めた。</p> <p>・ 廃プラスチック類については、取引先での自主回収により廃棄物量削減に努めたが、一部のプラスチック類の分別を行い産業廃棄物処理としたため、結果としては増量となった。</p>	廃プラスチック類 D工程（スチット）	0 t	2.25 t	0.6 t
廃プラスチック類 D工程（スチット）	0 t	2.25 t	0.6 t	
<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>廃プラスチック類 D工程（スチット）</td> <td>0.2 t</td> <td>1.5 t</td> <td>0.2 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始したため、前年度産廃として計上していなかった期間の処理量が増えたと想定される。</p> <p>・ 廃蛍光灯については処理を終え、LED化を進めることにより減量化に努める。</p> <p>・ 混合廃棄物については、分別・再利用化を進めることにより減量化に努める。</p>	廃プラスチック類 D工程（スチット）	0.2 t	1.5 t	0.2 t
廃プラスチック類 D工程（スチット）	0.2 t	1.5 t	0.2 t	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>【前年度（令和3年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>廃プラスチック類 G工程</td> <td>30.45 t</td> <td>35.143 t</td> <td>0.1 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始</p> <p>・ 廃蛍光灯については、保管分を処理のため、一時的な排出量となる。</p> <p>・ 混合廃棄物については、再利用化を進め、減量に努めた。</p> <p>・ 廃プラスチック類については、取引先での自主回収により廃棄物量削減に努めたが、一部のプラスチック類の分別を行い産業廃棄物処理としたため、結果としては増量となった。</p>	廃プラスチック類 G工程	30.45 t	35.143 t	0.1 t
廃プラスチック類 G工程	30.45 t	35.143 t	0.1 t	
<p>【目標】</p> <table border="1"> <tr> <td>廃プラスチック類 G工程</td> <td>52 t</td> <td>60 t</td> <td>0.2 t</td> </tr> </table> <p>・ F、G、H、I工程について、21年9月～産廃契約締結のため産廃での処理を開始したため、前年度産廃として計上していなかった期間の処理量が増えたと想定される。</p> <p>・ 廃蛍光灯については処理を終え、LED化を進めることにより減量化に努める。</p> <p>・ 混合廃棄物については、分別・再利用化を進めることにより減量化に努める。</p>	廃プラスチック類 G工程	52 t	60 t	0.2 t
廃プラスチック類 G工程	52 t	60 t	0.2 t	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】				【前年度（令和3年度）実績】				【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	発泡スチロールC工程	プラスチック類D工程（スポット）	プラスチック類E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量（これまでに実施した取組）	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	発泡スチロールC工程	プラスチック類D工程（スポット）	プラスチック類E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量（今後実施する予定の取組）	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t
	・予定なし										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											
【前年度（令和3年度）実績】											
①現状	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	発泡スチロールC工程	プラスチック類D工程（スポット）	プラスチック類E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量（これまでに実施した取組）	1583.73 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t
	・汚泥発生量、汚泥性状の把握を行い、高目づ選別の脱水機・処理薬剤の選定により、脱水ケーキ含水率の適正管理を行った。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥B工程	発泡スチロールC工程	プラスチック類D工程（スポット）	プラスチック類E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量（今後実施する予定の取組）	1470 t	0 t	0 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t
	・脱水機の適正な維持管理を行い、前年度と同様の取り組みを継続する。										

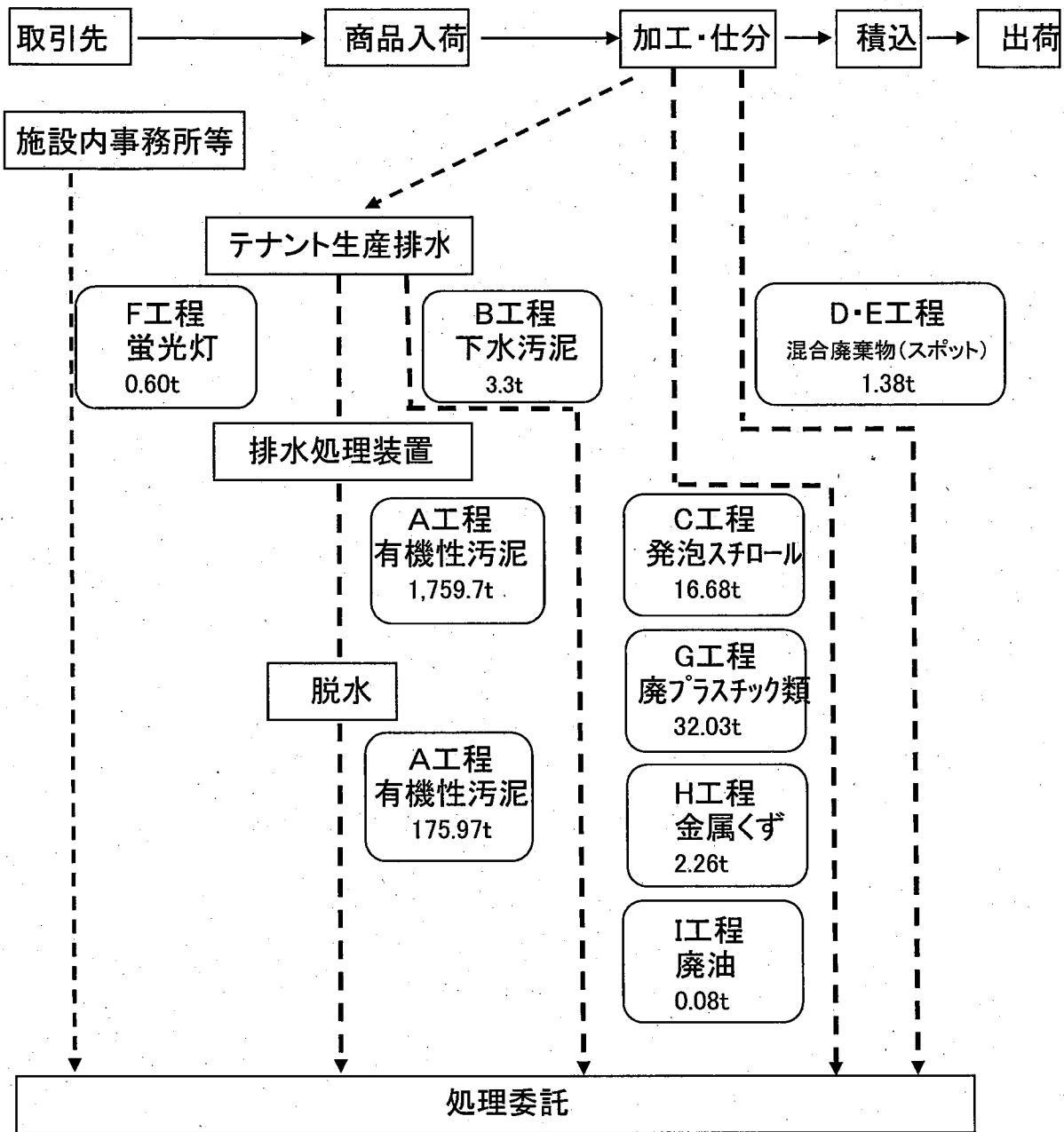
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】		【前年度（令和3年度）実績】				【前年度（令和3年度）実績】				
産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロールC工程	発泡スチロールD工程	発泡スチロールE工程	発泡スチロールF工程	発泡スチロールG工程	金属くず	H工程	廃油 I工程
①現状	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画 ・実施していない ・実施してない										
産業廃棄物の種類 発泡スチロールC工程 発泡スチロールD工程 発泡スチロールE工程 発泡スチロールF工程 発泡スチロールG工程 金属くず H工程 廃油 I工程										
産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組） ・予定なし										
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（令和3年度）実績】		【前年度（令和3年度）実績】				【前年度（令和3年度）実績】				
産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロールC工程	発泡スチロールD工程	発泡スチロールE工程	発泡スチロールF工程	発泡スチロールG工程	金属くず	H工程	廃油 I工程
①現状	175.97 t	3.3 t	16.679 t	0 t	2.25 t	0.6 t	30.45 t	35.143 t	0 t	0.1 t
全処理委託量 極品認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者以外への処理委託量 （これまでに実施した取組） ・汚泥（節水有機汚泥）は、委託処理業者によりセメント原料化 ・発泡スチロールについては炭酸カルシウム入り再資源化 ・混合廃棄物については、処分業者にて分別され、製紙メーカー、建材メーカーへそれぞれ再資源化されている。 ・廃油については、処分業者にて選別後、再資源化を行っている。										



備考

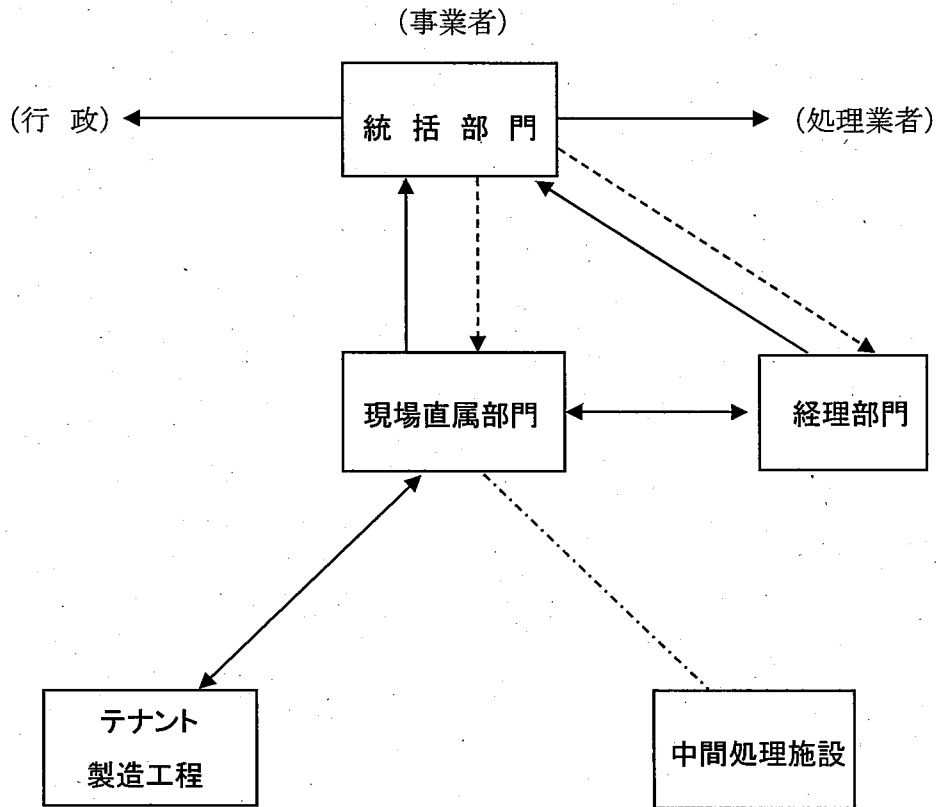
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[産業廃棄物発生工程フロー]



添付資料 管理体制図及び各部署の役割

[管理体制図]



—————▶ 報告

- - - - -▶ 指示

◄—————▶ 相互連絡

.....▶ 指示



[各部署の役割]

部署	役割
<p>A 統括部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署間の調整及び指示</li> <li>・処理施設の定期的査察</li> </ul>
<p>B 現場直属部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して把握管理</li> <li>・産業廃棄物の発生肯定、排出量及び性状等のチェック、集計等</li> <li>・行政に対する報告等</li> <li>・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発</li> <li>・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施</li> <li>・現場施設の維持管理点検等</li> <li>・保管施設での保管量の把握、記録の作成等</li> <li>・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等</li> <li>・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等</li> <li>・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>
<p>C 経理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料金の支払い</li> <li>・産業廃棄物の適正処理費用の算出</li> <li>・上記内容をAに報告</li> </ul>